

## 国民健康保険税の税率等の見直しに向けた諮問について

## 1 趣旨

町では国保財政の健全化のために、令和7年度に保険税率の見直しを予定しております。

埼玉県国保運営方針（第3期）においても、令和9年度の保険税水準の統一と赤字解消への取組が求められている中、国保加入者の生活状況を十分踏まえ、県の示す標準保険税率を参考にしながら、段階的に令和8年度までの赤字解消に努めていくものです。

## 2 国民健康保険運営協議会への諮問事項

宮代町国民健康保険税率等の見直しについて

- ・国民健康保険税の税率の見直しについて
- ・国民健康保険税の賦課限度額の改定について
- ・宮代町国民健康保険出産費基金設置及び資金貸付条例の廃止について

## 3 宮代町の現状と今後の見通し

## (1) 被保険者数の推移

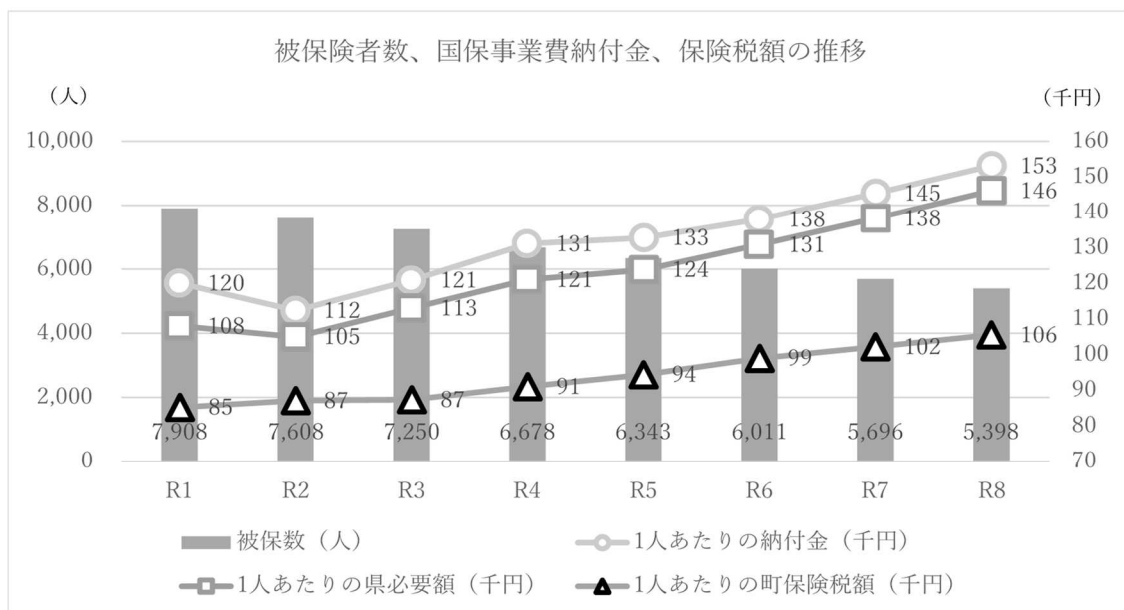
被保険者数は年々減少しており、令和4年度から令和6年度にかけて団塊の世代が後期高齢者に移行すること等により、今後も被保険者数の減少は続くと考えられます。

## (2) 国民健康保険事業費納付金の推移

埼玉県から示される国民健康保険事業費納付金は、年度によって増減しているため、今後の見込みが難しい状況にありますが、今後も増加傾向にあると考えられます。

## (3) 1人あたりの保険税額

国民健康保険事業納付金の算定時に埼玉県が示す必要保険税額と、実際の保険税額（収納額）に乖離が生じています。



※R1～R5 は実績、R6 は予算時積算、R7・R8 は推計

※標準保険税率とは、市町村ごとの保険税率の標準的な水準を表すもの。

※国民健康保険事業費納付金とは、県が国民健康保険の保険給付費等の費用に充てるため、市町村から納付金として徴収するもので、市町村ごとの被保険者数、所得水準等を考慮して決定するもの。

#### (4) 宮代町の保険税率と埼玉県標準保険税率

本町の保険税率は、統一保険税の目安となる標準保険税率と乖離がでています。

標準保険税率を見据えた税率改正が必要となります。

		宮代町	町標準保険税率	標準保険税率との差異
・所得割率 前年の所得額から 基礎控除を除いて かける率	医療分	6.98%	7.64%	▲ 0.66%
	後期高齢者支援分	2.09%	2.84%	▲ 0.75%
	介護保険分	2.10%	2.33%	▲ 0.23%
	合計	11.17%	12.81%	▲ 1.64%
・均等割額 加入者一人当たり の年額	医療分	32,000 円	45,313 円	▲ 13,313 円
	後期高齢者支援分	11,400 円	16,402 円	▲ 5,002 円
	介護保険分	14,600 円	16,505 円	▲ 1,905 円
	合計	58,000 円	78,220 円	▲ 20,220 円

#### ・賦課限度額の改定

被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税の軽減を図るため、令和6年度地方税法施行令等の改正に伴い、後期高齢者支援分の限度額について、現行の22万円から24万円に2万円引上げするものです。

※医療分の限度額は65万円、介護保険分の限度額は17万円で据え置き、合計104万円から106万円に2万円引上げ

#### (5) 宮代町国民健康保険出産費基金設置及び資金貸付条例の廃止

出産育児一時金の支払いは、多くが直接支払制度（出産育児一時金の請求と受け取りを、医療機関が代理で行う制度）によりなされており、ここ数年、貸付が行われたケースがないことから、同条例を廃止したことによる影響はないと考えます。

## 4 赤字解消に向けて

標準税率から算定された保険税額と現行税率で収納した1人あたりの保険税額の差は、令和5年度において約29,500円あり、この差を少なくしていくことが赤字解消にもつながるため、標準税率に近づけるような税率改正が必要となります。

保険税水準の統一に向けて、税率改正を行うにあたっては、被保険者の急激な負担増とならないよう配慮する必要もあります。

あわせて、利用のない「出産育児一時金の貸付」の財源となる国民健康保険出産費基金の見直し（廃止）を図り、国保特会の財源とするべく検討していきます。

また、財政の健全化に向けた医療費適正化対策として、第3期データヘルス計画に基づき、特定健康診査や特定保健指導の実施対策等に引き続き取り組んでいきます。